

越前市安全安心な消費生活実現プラン

平成21年9月

越 前 市

は じ め に

近年、規制緩和や高度情報化、国際化の進展などにより、新たな商品やサービスが提供されるなど、社会経済は急速かつ大きく変化しています。

これらの変化により、消費者にとって多種・多様な商品やサービスの選択肢が格段に広がり、また、インターネットを通じ、これまでの距離や時間を超えて瞬時の取引が可能になるなど、消費者の利便性は飛躍的に向上しています。

しかし、その反面、商品などによる事故や食品表示偽装事件の発生、悪質商法のますますの悪質化・巧妙化など、消費者を取巻く環境は大きく変化しており、消費生活分野における危機管理が大きな課題となっています。

このような状況の中、国においては、消費者が安全で安心した消費生活の実現をめざし、消費者行政を一元的に推進するために、消費者庁の創設と併せて「消費者安全法」などの関連法が制定されました。

本市においては、これら現状の変化や法制定による大きな消費者政策の転換時において、市民の安全と安心な消費生活を確保するため、消費生活相談の受付・あっせん機関としての消費者センターの機能強化、潜在被害者の早期発見体制の強化、消費者の自立支援の強化を柱とした「安全安心な消費生活実現プラン」を策定しました。

今後は、本プランに沿って、消費者施策の推進を図ってまいりますので、市民の皆様の一層の御支援、御協力をいただくとともに、自らが賢い消費者になるために、積極的に事業などに関わっていただきますようお願いいたします。

結びに、本プラン策定にあたり、貴重な御意見をいただきました懇話会の委員各位をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました多くの市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 21 年 9 月

越前市長 奈良 俊 幸

《 目 次 》

第1章	プラン策定の趣旨及び計画期間	1
1	プラン策定の趣旨	
2	計画期間	
第2章	越前市の消費者を取り巻く現状と課題	2
1	消費生活相談の現状	
(1)	相談件数の推移	2
(2)	年齢別相談件数及び平均年齢の推移	3
(3)	販売方法別相談件数及び平均契約金額の推移	4
(4)	多重債務に関する相談件数の推移	5
2	消費生活相談から見る課題	
(1)	複雑・多様化、深刻化する消費トラブルの増加	6
(2)	潜在多重債務者・高齢被害者などの早期発見	6
(3)	消費者の自立意識の啓発	6
第3章	施策の基本方針	7
	越前市安全安心な消費生活実現プラン体系図	8
第4章	施策の具体的展開	9
1	消費者センターの相談・あっせん機能の強化	
(1)	相談・あっせん体制の整備	9
(2)	国・県など他機関との連携	9
2	潜在被害者の早期発見体制の強化	
(1)	多重債務者への対応	10
(2)	高齢者などへの対応	10
3	消費者の自立支援の強化	
(1)	消費者出前講座の実施	10
(2)	食品表示・安全機能の消費者学習・啓発	11
(3)	青少年への重点的な消費者学習・啓発	11
(4)	高齢者への重点的な消費者学習・啓発	11
(5)	消費生活情報の提供	12
(6)	消費者啓発のできる人材の育成	12
(7)	消費者グループとの連携と協働	12
	越前市安全安心な消費生活実現プランプログラム	13

巻末資料

越前市安全安心な消費生活実現プラン策定懇話会委員名簿	18
越前市安全安心な消費生活実現プラン策定懇話会設置要綱	19
越前市安全安心な消費生活実現プラン策定の経緯	21
消費者出前講座開催状況	22
身近な人々による高齢者などの潜在被害者発見の仕組み	23
多重債務者支援庁内連絡会	24
消費者行政をめぐる国・県・市の経緯	25
消費者基本法	26
消費者安全法	30
用語解説	37
越前市消費者センター案内	38

第1章 プラン策定の趣旨及び計画期間

1 プラン策定の趣旨

消費者・生活者重視の社会が実現され、安全で安心できる消費生活を送ることはすべての市民の願いです。

近年、規制緩和や高度情報化、国際化の進展などにより、新しい商品や多様なサービスが提供されるなど利便性が向上した反面、消費者トラブルも多様化・複雑化しているとともに、食品などの安全性に対する不安や消費生活の環境に与える影響の拡大など、消費者を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

こうした消費者を取り巻く状況の変化に対応するため、国においては消費者行政を統一的・一元的に推進するために、強い権限を持つ「消費者庁」が発足することになりました。また、地方においては、消費者行政の充実強化が求められています。

このため、本市においては昨年度、緊急性の高い消費者の自立支援や潜在被害者の早期発見などの事業に着手しました。

本年度は、消費者の自立支援や潜在被害者の早期発見体制の強化と併せて、消費者センターの相談窓口の機能強化など、実践的な消費者施策に取り組むため「越前市安全安心な消費生活実現プラン（以下「プラン」という。）」を策定します。

併せて、国の地方消費者行政活性化交付金を活用する中で、プランに示された各種施策を着実に推進し、消費者たる市民が安心して安全に暮らせるよう努めます。

2 計画期間

平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会経済情勢が急速に変化している現代においては、消費者を取り巻く環境の変化により消費者施策の変動も想定されます。本プランは必要に応じて見直します。

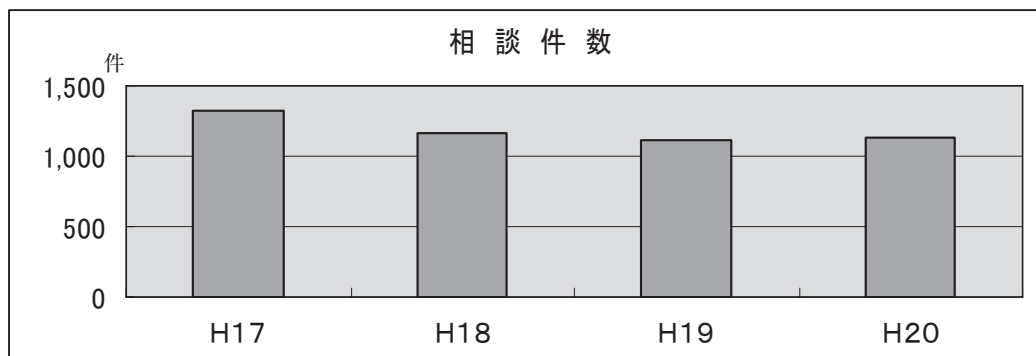
第2章 越前市の消費者を取り巻く現状と課題

1 消費生活相談の現状

(1) 相談件数の推移

(単位：件)

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
件 数	1,316	1,157	1,115	1,135



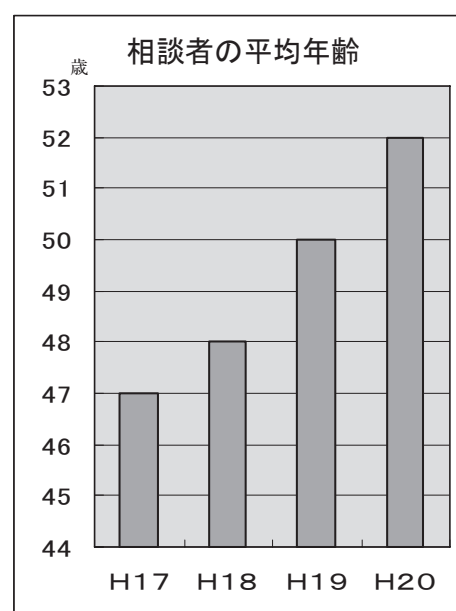
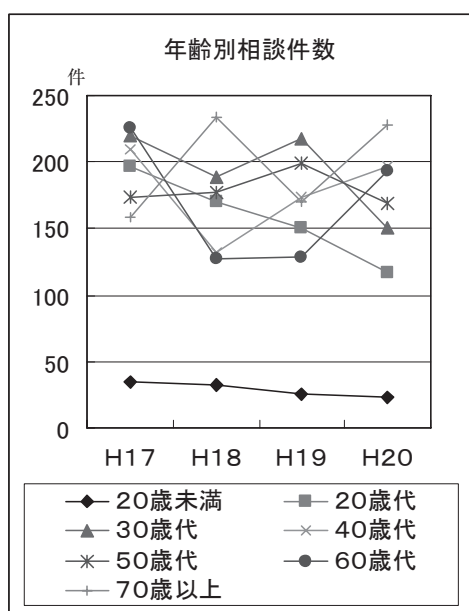
毎年、1,000件を超える相談がある中で、平成20年度の相談件数は1,135件と、昨年度と比較して20件（約1.8%）増加しました。

これは、近年、全国的にハガキや電話などによる「不当・架空請求」の減少傾向に伴い、本市においても「不当・架空請求」は減少しているものの、それ以外の消費者トラブルや悪質商法の増加によるものです。

(2) 年齢別相談件数及び平均年齢の推移

(単位：件)

項目	H17	H18	H19	H20
20歳未満	35	32	25	23
20歳代	197	160	150	117
30歳代	220	189	218	150
40歳代	210	132	174	197
50歳代	174	177	199	169
60歳代	226	127	128	193
70歳以上	158	234	170	228
不明	96	106	51	58
合計	1,316	1,157	1,115	1,135
相談者の平均年齢(歳)	47	48	50	52



平成20年度の年齢別相談件数は、「70歳以上」が最も多く、次いで「40歳代」、「60歳代」と続いています。昨年度と比較して、相談件数が増加した年齢層は「60歳代」が最も多く、次いで「70歳以上」となっています。

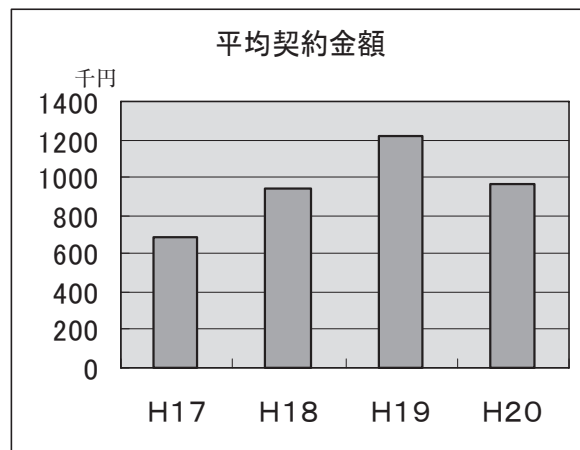
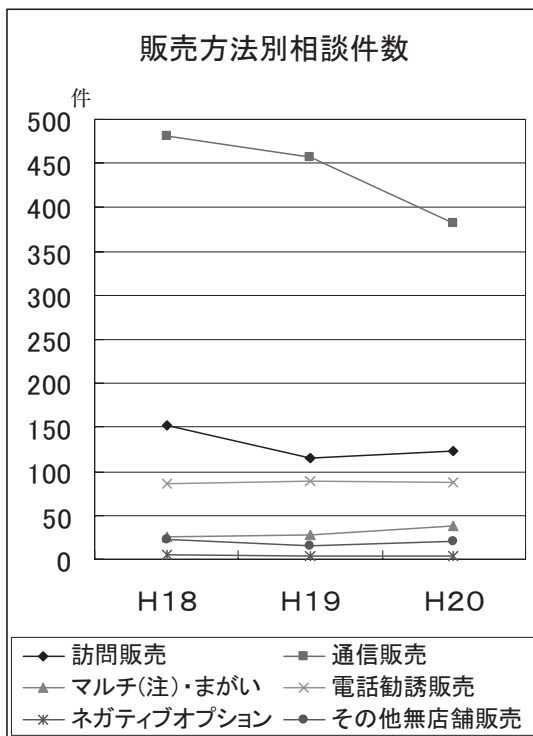
これは、悪質商法などの被害に気づいていない高齢者の潜在被害者の早期発見のために、平成20年度に実施した、地域包括支援センター（注）が構築する地域見守りネットワーク（参考：連絡体制図P23）との連携によることが一因と推測されます。

また、相談者の平均年齢においても年々上昇し、平成20年度は52歳となっています。

(3) 販売方法別相談件数及び平均契約金額の推移

(単位：件)

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	主な事例	
相談件数総数	1,316	1,157	1,115	1,135		
特殊販売	訪問販売	120	153	115	123	訪問販売・SF商法(注)など
	通信販売	706	481	457	382	架空・不当請求など
	マルチ(注)・まがい	23	25	28	37	サイドビジネスなど
	電話勧誘販売	97	86	89	87	振り込め詐欺など
	ネガティブオプション	7	5	3	3	送りつけ商法
	その他無店舗販売	29	23	15	20	展示会商法など
	小 計	982	773	707	652	
店舗購入	250	295	291	365	店舗購入・サラ金など	
その他・不明	84	89	117	118		
平均契約金額(千円)	691	936	1,222	968		



平成20年度の相談件数を販売方法別で見ると、特殊販売が全体の約60%を占めています。この特殊販売は、年々「通信販売」の減少に伴い、件数・割合ともに減少して

います。

しかし、「通信販売」以外の販売では「マルチ・まがい」は、毎年、確実に増加している一方、平成19年度までは、減少傾向を示していた「訪問販売」「その他無店舗販売」は、平成20年度は増加に転じています。

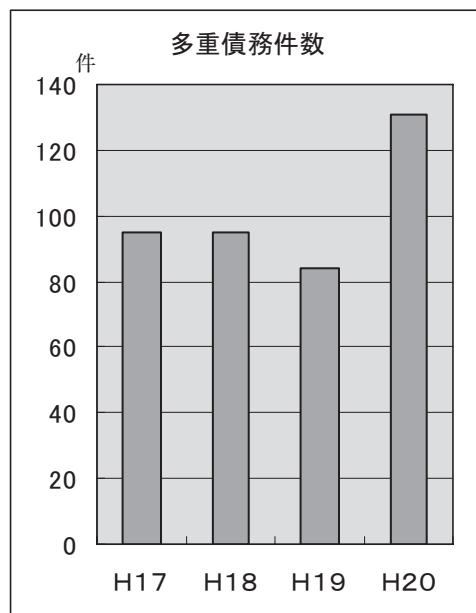
また、平均契約金額においては、初めて1,000千円を超えた昨年度と比較して、平成20年度は968千円となり、再び1,000千円を下回りました。

しかし、契約金額の高額化、深刻化は引き続き進行しています。

(4) 多重債務に関する相談件数の推移

(単位：件)

項目	H17	H18	H19	H20
件数	95	95	84	131



現在、消費者金融の利用者は、全国に1,126万人で、そのうち118万人（平成20年3月現在 金融庁）が、多重債務（注）状態にあるといわれています。単純に全国の人口と本市の人口の比率から算出すると、本市には約800人の多重債務者がいると推測されます。

近年の相談件数の減少を踏まえ、多数の多重債務者が、どこにも相談できないまま生活に行き詰まることを防ぐため、平成20年度は、多重債務者支援庁内連絡会（参考：連絡体制図P24）を設立し、多重債務者の早期発見と、

本市で初めて弁護士・司法書士会の協力のもと「多重債務者休日無料相談会」を実施しました。

こうした状況を反映してか、平成20年度の相談件数は131件と、昨年度と比較して47件（約56%）増加しました。

2 消費生活相談から見る課題

(1) 複雑・多様化、深刻化する消費者トラブルの増加

近年、消費者センターに寄せられる相談内容は、かつての商品の価格や品質、容量などにかかわる比較的単純なものから、インターネットによる新たな取引やサービス・商品が多様化するのに伴い複雑・高度化しています。

また、悪質商法や詐欺的商法による働きかけは、ますます悪質・巧妙化し、被害内容も深刻化しています。

このため、相談・あっせん（注）処理に幅広い専門的・技術的な知識を必要とすることから、相談員の資質の向上を始め、法律・建築など専門家の活用や消費者行政関係機関との連携による相談体制の強化が必要です。

(2) 潜在多重債務者・高齢被害者などの早期発見

多重債務者は「自己責任」「恥ずかしい」などの自責の念から、潜在化する傾向が強く、どこにも相談できないまま、生活に行き詰るおそれがあります。

また、高齢被害者なども、「恥ずかしい」「迷惑をかけたくない」などの自責の念や被害者意識が薄い場合が多いことから、潜在化する傾向が強く、救済が困難となる事例が少なくありません。

このため、これらの方々と接する機会が多い関係機関や、地域包括支援センターが構築する地域見守りネットワークなどとの連携を強化し、早期発見と救済が必要です。

(3) 消費者の自立意識の啓発

近年、高度情報化や規制緩和、国際化などの進展により、さまざまな商品や情報があふれる中で、消費者一人ひとりが、暮らしに関する考える力・選ぶ力を身につけ、適切な消費行動をとるためには、消費者に対して絶えず幅広い情報の提供と学習・啓発が必要です。

特に、社会経験が少ない未成年者をはじめとする若者や、昼間家にいることが多く時間的にも余裕がある高齢者は、悪質商法のトラブルに巻き込まれやすいため、これらの方々を対象に重点的な学習・啓発を行うことが必要です。

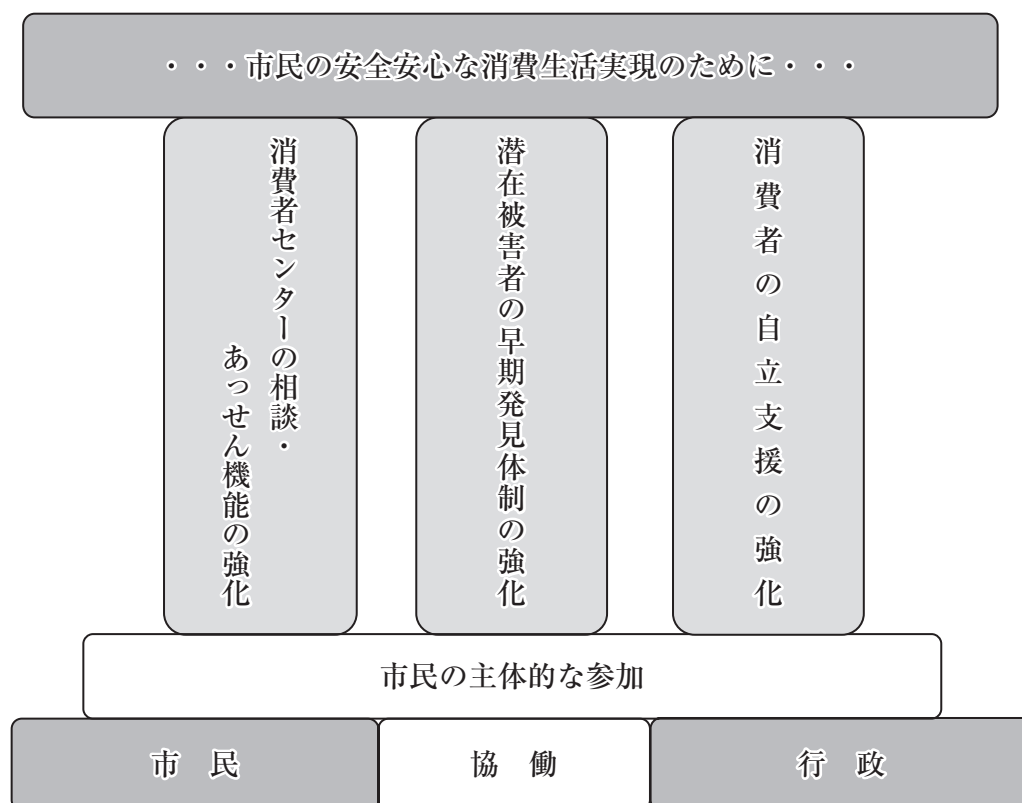
また、これらの取組みは、市民の主体的な参加による連携と協働が必要です。

第3章 施策の基本方針

「消費生活相談の現状」と「課題」を踏まえ、消費生活の安全と安心を確保するため、次に掲げる3項目を施策の基本方針として、今まで以上に消費者の立場に立った施策を推進します。

- 1 消費者センターの相談・あっせん機能の強化
- 2 潜在被害者の早期発見体制の強化
- 3 消費者の自立支援の強化

(イメージ)



越前市安全安心な消費生活実現プラン 体系図



（●は新規事業）

市民の安全安心な消費生活実現のために

第4章 施策の具体的展開

1 消費者センターの相談・あっせん機能の強化

(1) 相談・あっせん体制の整備

消費者に最も身近な最前線の消費者センターとして、市民から寄せられる様々な消費生活相談に対し、きめこまかく対応することができるよう、相談・あっせん機能の一層の充実と強化を図り、消費者トラブルの迅速な解決を図ります。

消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、弁護士・建築士など専門家による相談員への専門アドバイザーを設置します。

また、相談員の資質向上のため、国民生活センター（注）の巡回相談員の技術的な支援を受けるとともに、相談員を県などが実施する研修会へ派遣し、研鑽に努めます。

なお、プランに掲げた消費者サポーターの養成や消費者トラブル見守りガイドブックの作成など、新たな業務を円滑に推進するため人的体制を充実します。

(実施事業)

- 相談員への専門アドバイザーの設置（弁護士・建築士など）
- 国民生活センター巡回相談員の活用
- 相談員の資質の向上（専門研修会への参加）
- プラン事業の推進体制の充実
- 消費者センター相談室の増設・改修
- 消費生活相談情報機器及び消費者啓発用機器などの整備

(2) 国・県など他機関との連携

国や国民生活センター、県、警察など消費者行政関係機関の発表する情報やP I O - N E T（注）情報を積極的に活用し、相談に対し現状に即した効果的な対応を図ります。

また、近隣自治体と消費者行政情報ネットワークを構築し、事例検討会などによる相談対応力の向上をはかるとともに、悪質商法トラブルや商品事故などが発生した場合には、迅速な情報交換と早期対応を図り、被害の拡大を防止します。

(実施事業)

- 消費者行政関係機関が発表する情報の有効活用
- P I O - N E T情報の有効活用
- 南越・丹生地区消費者行政情報ネットワーク（注）の構築

2 潜在被害者の早期発見体制の強化

(1) 多重債務者への対応

一人で悩んでいる多重債務者に、様々な媒体を使って相談窓口の存在や、債務整理の方法などの情報提供を行うとともに、「多重債務者支援庁内連絡会」などと連携を強化し、早期発見を図ります。

また、本市での「多重債務者休日無料相談会」を弁護士会や司法書士会の協力のもと継続します。

(実施事業)

- 相談窓口、債務整理などに関する啓発
- 相談会の実施（多重債務者休日無料相談会）
- 関係機関との連携（他機関連携、庁内機関連携「多重債務者支援庁内連絡会」）

(2) 高齢者などへの対応

高齢者などの潜在被害者を見逃さないために、地域包括支援センターが構築する地域見守りネットワークと連携を強化し、早期発見を図ります。

また、日頃、ホームヘルパーや訪問看護師など直接高齢者などの身近で生活を支えている人々に、消費者トラブル見守りガイドブックによる効果的な情報の提供や啓発活動を実施します。

(実施事業)

- 地域包括支援センターが構築する地域見守りネットワークとの連携
- 在宅福祉サービス事業者などへの啓発活動の実施

3 消費者の自立支援の強化

(1) 消費者出前講座の実施

消費者トラブルを未然に防止するために、学校、事業所、地域、公民館、団体などに消費者出前講座の開催を積極的に呼びかけます。

また、実施に当たっては、知識や経験、年齢など受講者の特性に配慮した、テーマや講師などを選定し、効果的な内容に努めます。

(実施事業)

- 消費者出前講座の周知及び実施
- 福井県金融広報委員会（注）との連携（金融広報アドバイザーの活用）
- 福井県消費生活センターとの連携（「福井県講師養成講座」終了講師の活用）

(2) 食品表示・安全機能の消費者学習・啓発

食品に関する様々な情報が身近にあふれている中で、消費者が自らの判断で適切に商品を選択できるよう、食品表示や食品添加物の見方など食品安全の基礎知識について、正確でわかりやすい市民向け消費者講演会を開催するとともに、団体や公民館などに消費者出前講座の開催を呼びかけます。

(実施事業)

- 食品に関する市民向け消費者講演会の開催（仁愛大学などとの連携）
- 食品安全の基礎知識に関する消費者出前講座の周知及び実施（北陸農政局などとの連携）

(3) 青少年への重点的な消費者学習・啓発

子どもの頃から、正しい消費生活に関する基礎知識の習得に努めることは、社会に出たときの消費者トラブル防止のために極めて重要です。

このため、青少年に対しては、学校教育や職域での社員教育の場を通じた消費者教育の支援に努め、消費生活に関する理解を深めるとともに、意識の高揚を図ります。

(実施事業)

- 小中学校への消費者出前講座の実施（福井県金融広報委員会との連携）
- 大学新生を対象とした「若年消費者セミナー」の実施（仁愛大学との連携）
- 職域での社員教育を通じた消費者出前講座の実施（福井県金融広報委員会との連携）

(4) 高齢者への重点的な消費者学習・啓発

昼間家にいることが多い高齢者からの訪問販売についての相談は、訪問販売の相談全体の約60%を占めています。

また、不当・架空請求や電話勧誘販売の相談についても、高齢者の占める割合が上昇傾向にあります。

このため老人クラブの集会などの機会を活用した啓発活動や、人に会う機会や情報を得る機会が少ない高齢者に対しては、地域包括支援センターと連携して、相談員の家庭訪問活動を実施します。

(実施事業)

- 老人クラブなどへの「高齢者安全・安心出前講座」の実施
- 高齢者宅への「安全・安心家庭訪問活動」の実施

(5) 消費生活情報の提供

消費生活相談の内容は、年々複雑・多様化していますが、その中には、消費者契約に関する知識があれば被害を回避できるものも多くあります。

このため、パンフレットやホームページ、広報紙などを活用し、様々な悪質商法の事例やクーリング・オフなどの対処法を紹介して被害の未然防止を図ります。

特に、新手の悪質商法や消費生活相談の多発事例、重大な消費者事故などが発生した場合は、緊急に情報提供を行ない、被害の拡大防止を図ります。

(実施事業)

- 市ホームページ「消費者センター」による情報の提供
- 市消費者センターの広報・周知
- 市広報紙「越前市」による情報の提供
- 丹南ケーブルテレビ、丹南FM放送などによる情報の提供
- 消費者啓発用パンフレットなどの作成
- 「(仮称) 緊急速報かわら版」の発行や緊急メールの配信

(6) 消費者啓発のできる人材の育成

市民に最も身近な賢い消費者リーダーとして、各地域において啓発活動や簡単な相談ができる「消費者サポーター」を養成・設置します。

また、この「消費者サポーター」を市民に積極的に活用していただくために、業務内容などを広報します。

(実施事業)

- 「消費者サポーター」の養成・設置
- 「消費者サポーター」の活用を広報

(7) 消費者グループとの連携と協働

消費者が、消費生活の安定や向上を図るために組織する消費者グループの自主的・主体的な活動に対して、学習支援や情報提供に努めます。

また、消費者トラブルの未然防止に向けて、消費者への出前講座や街頭啓発活動などを消費者グループと協働して実施します。

(実施事業)

- 消費者グループへの学習支援、情報提供
- 消費者出前講座におけるパネルシアターの支援
- 消費者グループ学習活動室の改修

越前市安全安心な消費生活実現プラン プログラム

(事業名㊦は新規事業)

(実施年度◎は交付金活用を予定する事業)

(実施年度○は事業有り)

(実施年度－は事業なし)

1 消費者センターの相談・あっせん機能の強化

(1) 相談・あっせん体制の整備

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
㊦相談員への専門アドバイザーの設置(弁護士・建築士など)	多重債務問題、住宅リフォーム問題など、複雑・高度な相談に対応できるよう弁護士・建築士などの専門家を活用	◎	◎	◎
㊦国民生活センター巡回相談員の活用	消費者相談の技術指導と適切な対処法など、相談業務の円滑な処理のため巡回相談員を活用	○	○	○
㊦相談員の資質の向上(専門研修会への参加)	消費者の直面する新しいトラブルの対処方法や消費者関連法の改正などについて、新しい知識を取得し、相談対応に生かすために相談員を県や国民生活センターの研修会に派遣	◎	◎	◎
㊦プラン事業の推進体制の充実	今後3カ年のプランの事業推進のための非常勤嘱託職員を雇用	◎	◎	◎
㊦消費者センター相談室の増設・改修	市民から寄せられる様々な消費生活相談にきめこまかく対応するため、相談室の増設・改修	◎	－	－
㊦消費生活相談情報機器及び消費者啓発用機器などの整備	情報収集発信に関する相談員用パソコン、消費者啓発用機器、商品テスト一時保管用保冷庫、電話相談時用ヘッドホンセットなど機器の整備	◎	◎	◎

(2) 国・県など他機関との連携

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○消費者行政関係機関が発表する情報の有効活用	国・県・国民生活センターなどの消費者行政関係機関が発表する情報を積極的に活用し、現状に即した効果的な消費者相談に活用	○	○	○
○PIO-NE T情報の有効活用	全国の消費生活相談情報が蓄積されるPIO-NE T情報を積極的に活用し、現状に即した効果的な消費者相談に活用	○	○	○
㊦南越・丹生地区消費者行政情報ネットワークの構築	事例検討会などによる相談対応力の向上と、悪質商法トラブルなどが発生した場合、消費者被害の迅速な情報交換と早期対応を図り、被害の拡大を防止	－	○	○

2 潜在被害者の早期発見体制の強化

(1) 多重債務者への対応

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○相談窓口、債務整理などに関する啓発	一人で悩んでいる多重債務者に、様々な媒体を使って相談窓口の存在や、債務整理の方法などの情報を提供	○	○	○
○相談会の実施(多重債務者休日無料相談会)	県弁護士会・県司法書士会と連携し、「多重債務者休日無料相談会」を実施	○	○	○
○関係機関との連携(他機関連携、庁内機関連携「多重債務者支援庁内連絡会」)	多重債務者が関係する機関が連携し、一人でも多くの多重債務者の早期発見を図る	○	○	○

(2) 高齢者などへの対応

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○地域包括支援センターが構築する地域見守りネットワークとの連携	日常的に高齢者の生活と密接な関わりを持つ、地域包括支援センターが構築する地域見守りネットワークとの連携を強化し、潜在被害者の早期発見を図る	○	○	○
⑨在宅福祉サービス事業者などへの啓発活動の実施	潜在被害者の早期発見のための消費者トラブル見守りガイドブックの作成と啓発活動	—	◎	—

3 消費者の自立支援の強化

(1) 消費者出前講座の実施

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○消費者出前講座の周知及び実施	学校、地域、事業所、公民館、団体などの依頼に応じて、講師が出向き、消費者トラブル未然防止に関する啓発活動を実施	○	○	○
○福井県金融広報委員会との連携（金融広報アドバイザーの活用）	受講者の知識や経験、年齢などの特性に配慮して、より効果的な講座となるよう金融アドバイザーなどの講師を選定	○	○	○
○福井県消費生活センターとの連携（「福井県講師養成講座」終了講師の活用）	受講者の知識や経験、年齢などの特性に配慮して、より効果的な講座となるよう講師を選定	○	○	○

(2) 食品表示・安全機能の消費者学習・啓発

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
⑨食品に関する市民向け消費者講演会の開催（仁愛大学などとの連携）	仁愛大学「健康栄養学科」などと連携して、栄養や食生活の安全などに関する消費者講演会を開催	◎	◎	◎
○食品安全の基礎知識に関する消費者出前講座の周知及び実施（北陸農政局などとの連携）	公民館や団体などの依頼に応じて、講師が出向き、生活に身近な食品表示や食品添加物などに関する啓発活動を実施	○	○	○

(3) 青少年への重点的な消費者学習・啓発

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○小中学校への消費者出前講座の実施（福井県金融広報委員会との連携）	消費生活に関する様々なトラブルの未然防止を図るため、小中学校の依頼に応じて、講師が出向き消費生活に関する啓発活動を実施	○	○	○
⑨大学新入生を対象とした「若年消費者セミナー」の実施（仁愛大学との連携）	新入生のオリエンテーションの場を活用し、消費者トラブルの未然防止を図るため「若年消費者セミナー」を実施	○	○	○
○職域での社員教育を通じた消費者出前講座の実施（福井県金融広報委員会との連携）	消費生活に関する様々なトラブルの未然防止を図るため、会社などの依頼に応じて、講師が出向き、消費生活に関する啓発活動を実施	○	○	○

(4) 高齢者への重点的な消費者学習・啓発

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○老人クラブなどへの「高齢者安全・安心出前講座」の実施	消費生活に関する様々なトラブルの未然防止を図るため、老人クラブなどの依頼に応じて講師が出向き、消費生活に関する啓発活動を実施	○	○	○
⑨高齢者宅への「安全・安心家庭訪問活動」の実施	地域包括支援センターと連携し、相談員が高齢者宅を訪問し、啓発活動を実施	○	○	○

(5) 消費生活情報の提供

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○市ホームページ「消費者センター」による情報の提供	悪質商法や製品・食品の安全に関する情報などをホームページで紹介し、被害の未然防止を図る	○	○	○
○市消費者センターの広報・周知	パンフレットや消費者出前講座などを活用し、市消費者センターの存在及び役割を市民に周知	◎	◎	◎
○市広報紙「越前市」による情報の提供	悪質商法や製品・食品の安全に関する情報などを、広報紙で紹介し、被害の未然防止を図る	○	○	○
○丹南ケーブルテレビ・丹南FM放送などによる情報の提供	様々な悪質商法の事例やクーリング・オフなどの対処法をテレビなどで紹介し、被害の未然防止を図る	○	○	○
○消費者啓発用パンフレットなどの作成	様々な悪質商法の事例やクーリング・オフなどの対処法を紹介するパンフレットなどを作成	◎	◎	◎
⑨「(仮称)緊急速報かわら版」の発行や緊急メールの配信	悪質商法などに関する情報を、市民に迅速に提供する必要がある場合に、「(仮称)緊急速報かわら版」の発行や緊急メールを配信	◎	◎	◎

(6) 消費者啓発のできる人材の育成

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
⑨「消費者サポーター」の養成・設置	各地域において、啓発や簡単な相談に対応できる「消費者サポーター」の養成と設置	—	◎	◎
⑨「消費者サポーター」の活用を広報	消費者サポーターを、市民に積極的に活用していただくため、その業務内容などを広報	—	○	○

(7) 消費者グループとの連携と協働

事業名	事業概要	実施年度		
		H21	H22	H23
○消費者グループへの学習支援、情報提供	消費者グループの自主的、主体的な活動に対し、学習支援や情報提供を実施	○	○	○
○消費者出前講座におけるパネルシアターの支援	消費者トラブルの未然防止に向けて、受講者にわかりやすい消費者講座のためのパネルシアターに対する支援	◎	◎	◎
⑨消費者グループ学習活動室の改修	消費者センター内の、消費者グループの学習や活動の拠点となる活動室の改修	◎	—	—

資

料

●越前市安全安心な消費生活実現プラン策定懇話会委員名簿

	役職	所属団体名	氏名	構成
1	会長	福井弁護士会 消費者問題対策委員会委員長	山本 晋太郎	学識経験者
2	副会長	仁愛大学 人間学部心理学科	山本 雅代	
3	委員	消費者グループ連絡協議会	玉村 幸枝	消費者団体
4	委員	消費者グループ連絡協議会	中野 多嘉恵	
5	委員	民生委員児童委員協議会連合会	國久 貢	市民団体
6	委員	老人クラブ連合会	坂野 良治	
7	委員		村田 八重子	公募

(敬称略)

●越前市安全安心な消費生活実現プラン策定懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 地方消費者行政活性化基金を活用した、本市の消費者の安全で安心な消費生活を実現するプラン（以下「プラン」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を聴取することを目的として、「越前市安全安心な消費生活実現プラン策定懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、越前市の消費者を取り巻く現状と課題を把握するとともに、プランの内容について検討する。

(組 織)

第3条 懇話会は、委員7名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者団体を代表する者
- (3) 市民団体等を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任 期)

第4条 委員の任期は、第1回懇話会開催の日から、第2条の規定による所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が任期の途中において欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇話会には、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、懇話会を総括し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を懇話会に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 懇話会に、その所掌事務を分掌させるため「越前市安全安心な消費生活実現プラン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、第2条に掲げる検討事項について、現状と課題を整理するとともに、プランの原案について協議検討し、その結果を懇話会に報告する。

- 3 ワーキンググループは、別表に掲げる課の職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループのグループ長は、市民生活部市民課職員をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの目的を達成するために、新たにグループ員を必要とする場合は、別表に掲げる課以外の職員をもって充てることができる。

(庶務)

第8条 懇話会及びワーキンググループの庶務は、市民生活部市民課消費者行政推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及びワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第7条）

関 係 課	関 係 課
福祉保健部社会福祉課	産業環境部農政課
福祉保健部長寿福祉課	市民生活部市民課
福祉保健部健康増進課	教育委員会生涯学習課

●越前市安全安心な消費生活実現プラン策定の経緯

開催日	会議	協議事項
平成21年3月18日	第1回ワーキンググループ	・消費者を取巻く現状と課題の把握 ・今後のスケジュールについて協議 ・プランの方向性及び骨子について協議
5月1日	第2回ワーキンググループ	・プラン（素案）について協議
5月13日	第1回策定懇話会	・消費者を取巻く現状と課題の把握 ・今後のスケジュールについて検討 ・プランの方向性及び骨子について検討
5月19日	第3回ワーキンググループ	・プラン（素案）について協議
5月25日	第2回策定懇話会	・プラン（素案）について検討
5月26日	第4回ワーキンググループ	・プラン（素案）について協議 ・パブリックコメントについて協議
6月8日 ～30日	パブリックコメント	越前市ホームページ、市民課、消費者センター、今立総合支所、各地区公民館、中央図書館で素案を公開
7月8日	第5回ワーキンググループ	・パブリックコメントの意見及び回答（案）について協議 ・プラン（素案）について協議
7月10日	第3回策定懇話会	・パブリックコメントの意見について報告 ・プラン（素案）について検討
8月5日	第6回ワーキンググループ	・プラン（素案）について協議
8月7日	第4回策定懇話会	・プラン（素案）全体の最終確認及び報告書の取りまとめ
8月7日		・プラン（案）を市長に報告

●消費者出前講座開催状況

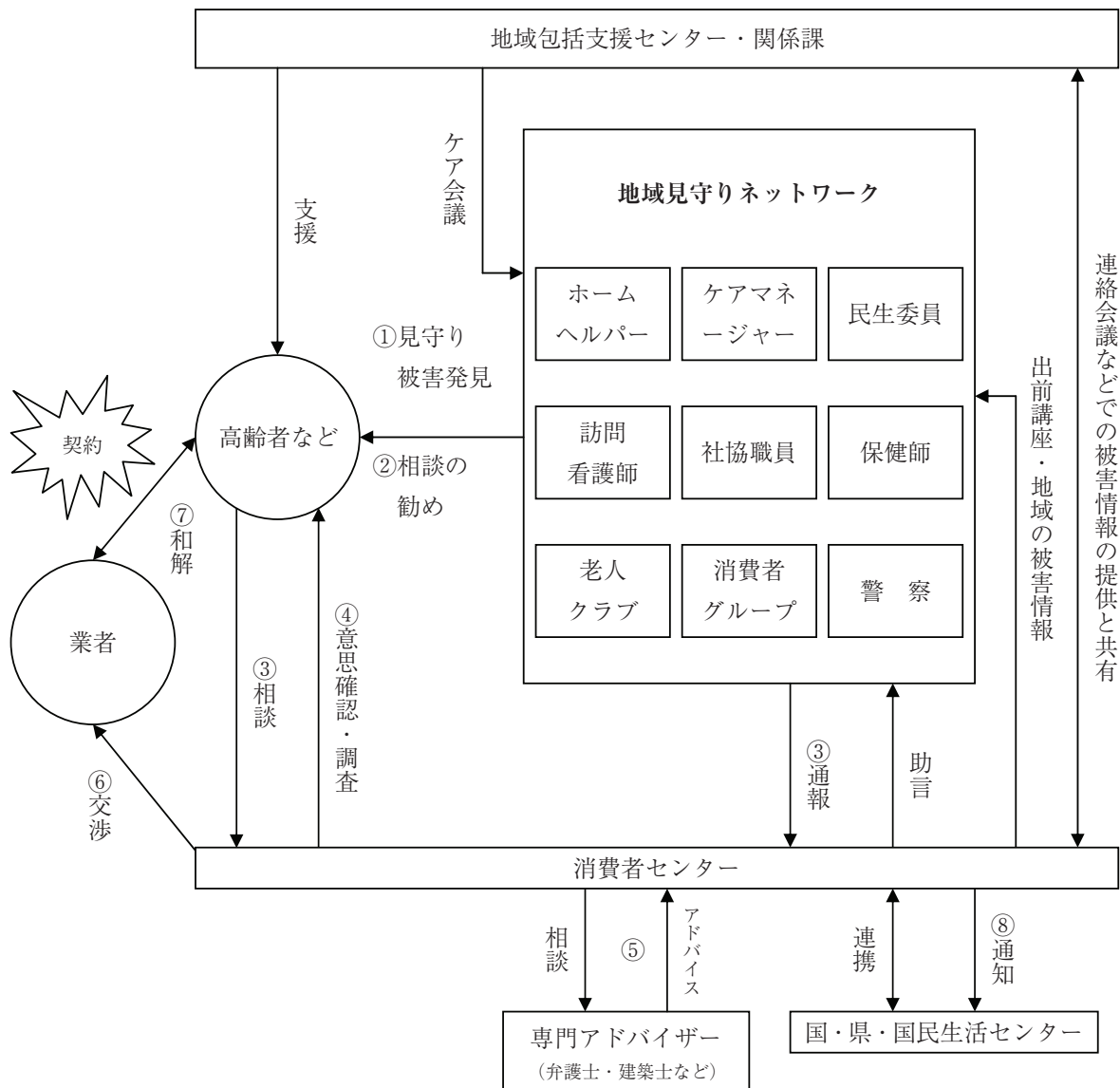
年 度	回 数 (回)	受講者数 (人)	パネルシアター 出演数 (回)	開催団体数 (団体)
H 1 8	2 9	7 3 5	2 7	高齢者クラブ (13) 社会福祉協議会 (9) 公民館 (6) 町内会 (1) など
H 1 9	4 5	1, 4 4 7	3 8	高齢者クラブ (24) 社会福祉協議会 (7) 公民館 (3) 町内会 (3) 女性サークル (5) NPO 法人 (2) 事業所 (1) など
H 2 0	5 1	1, 5 5 0	4 1	高齢者クラブ (26) 社会福祉協議会(10) 公民館 (5) 町内会 (3) 女性サークル (3) 事業所 (2) 中学校 (1) 大学 (1) など

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、消費者出前講座のニーズが高まり、申し込み回数や受講者が増加しています。最近では、町内会など地域での取り組みを始め、大学や事業所などで若者を対象にした消費者出前講座も増加しています。

また、消費者グループによるパネルシアターは、高齢者に悪質商法の手口や対策について、実演のたびに分かりやすいと喜ばれており、今では、消費者出前講座にはなくてはならない存在となっています。

●身近な人々による高齢者などの潜在被害者発見の仕組み

◆地域見守りネットワークとの連携体制



◆潜在被害者の発見・通報から解決までの流れ

- ① ネットワークの方が訪問先・巡回先で相談・被害発見・被害予見
- ② 消費者センターへ相談の勧め
- ③ 消費者センターへの相談・通報
- ④ 消費者センターが被害者の状況調査（必要により実態調査・現地調査）
- ⑤ 解決困難事件については、専門家に相談・アドバイス
- ⑥ 消費者センターが業者と交渉
- ⑦ その結果、和解の場合は終了（被害者に通知・通報者に概要報告）
- ⑧ 解決しない場合は、国や県に通知

●多重債務者支援庁内連絡会

H20.4.1設置

目 的

庁内関係各課が連携して、積極的に多重債務者の掘り起し（発見）に努め、債務整理を支援することにより多重債務状態を解消し、生活再建を進め市民生活の安心を確保する。

趣 旨

庁内の福祉担当課や徴収担当課等の窓口において、積極的に多重債務者の掘り起し（発見）に努め、多重債務者の存在を把握した場合は、消費者センターの相談窓口へ円滑に誘導・連絡できるよう庁内の連絡体制を整備する。

関係各課

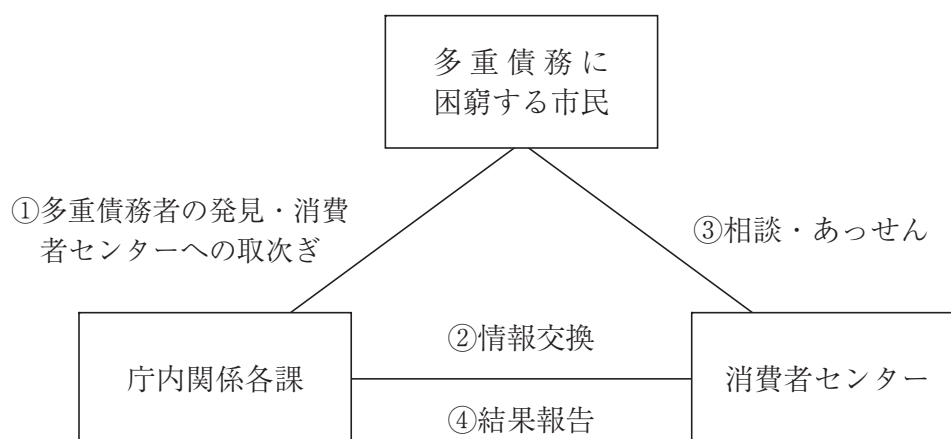
徴収担当課

納税課	市税・介護保険料等
児童福祉課	保育料
建築住宅課	市営住宅使用料
料金課	水道・下水道料

福祉担当課

市民課	消費者センター
社会福祉課	障害者福祉・生活保護等
長寿福祉課	高齢者福祉等
児童福祉課	児童福祉等
健康増進課	自殺相談等
男女共同参画室	家庭問題・DV等

体系図



●消費者行政をめぐる国・県・市の経緯

年・月	内 容
S 4 3. 5	「消費者保護基本法」制定 高度経済成長期において顕在化した消費者問題に対応するため、消費者保護を目的として制定
S 4 4. 1 0	「福井県消費生活センター（旧 生活科学センター）」開設
S 4 5. 1 0	「国民生活センター」設立
S 5 5. 3	「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」制定 消費者保護を目的として制定
S 5 8. 1 2	「越前市（旧 武生市）消費者センター」開設
H 1 6. 6	「消費者基本法」改訂 社会状況の変化等に対応し、消費者がより自立するための支援を目的として、旧「消費者保護基本法」を改訂
H 1 7. 4	「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」改訂 消費者がより自立するための支援を目的として改訂
H 1 2. 6 ～	食品不正表示事件相次ぐ 雪印集団食中毒事件発生以降、食品表示に関する偽装、不正、改ざん事件が相次ぐ
H 1 7. 1 1	耐震偽装事件発覚 地震等に対する安全性の計算を記した構造計算書の偽装が発覚
H 1 9. 1 1	国民生活審議会総会において福田首相発言 耐震偽装問題、食品不正表示など国民生活に大きな不安を感じさせる事件が数多く発生していることから、来年春を目途に、国民生活の基本分野で法律、制度などが、国民生活の安全と安心を確保するために、消費者・生活者の視点から十分なものになっているか、幅広く行政のあり方の総点検について審議の要請
H 2 0. 1	第 1 6 9 回国会において福田首相施政方針演説 「消費者、生活者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在、進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加え、各省庁の縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。
H 2 0. 2	「消費者行政推進会議」設置を閣議決定
H 2 0. 4	「国民生活審議会」意見書提出 「消費者・生活者を主役とした行政の転換に向けて（意見）」
H 2 0. 6	「消費者行政推進会議」取りまとめ 「消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」を発表
H 2 0. 6	「消費者行政推進基本計画」閣議決定 「消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」
H 2 0. 9	第 1 7 0 回国会に消費者庁関連 3 法案を提出 消費者庁設置法・消費者庁設置に伴う関連法律の整備に関する法律・消費者安全法
H 2 1. 1	平成 2 0 年度第 2 次補正予算成立
H 2 1. 5	第 1 7 1 回国会で消費者庁関連 3 法案が成立
H 2 1. 8	「越前市安全安心な消費生活実現プラン(案)」懇話会報告書提出

●消費者基本法

消費者保護基本法（公布時）
消費者基本法（平成16年法律第70号で改題）
公布：昭和43年 5月30日法律第78号
施行：昭和43年 5月30日
改正：昭和58年12月 2日法律第78号
施行：昭和59年 7月 1日
改正：平成11年 7月16日法律第102号
施行：平成13年 1月 6日
改正：平成16年 6月 2日法律第70号
施行：平成16年 6月 2日

目次

第1章 総則（第1条～第10条）
第2章 基本的施策（第11条～第23条）
第3章 行政機関等（第24条～第26条）
第4章 消費者政策会議等（第27条～第29条）
消費者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第70号）附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重

するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行わなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとし、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

（事業者の責務等）

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その提供する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事

業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(安全の確保)

第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第十三条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第十四条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行うものとする。

(広告その他の表示の適正化)

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な思索を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第十六条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であってその形成につき決定、認可その他の措置が必要とされる

ものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者施策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあっては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に

配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第二十一条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第二十三条 国は、消費者施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者施策の推進につき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十六条 国は、国民の消費生活の安定及び

向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四章 消費者政策会議等

3 (抄)

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者基本計画の案を作成する。
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。
- 3 会議は、消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならない。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民生活審議会)

第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、内閣府設置法第三十八条の定めるところにより、国民生活審議会において行うものとする。

消費者保護基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第70号）附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検 討)

- 2 消費者政策の在り方については、この法律

●消費者安全法

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 基本方針（第六条・第七条）
- 第三章 消費生活相談等
 - 第一節 消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）
 - 第二節 消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）
- 第四章 消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条―第十四条）
- 第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条―第二十二条）
- 第六章 雑則（第二十三条―第二十六条）
- 第七章 罰則（第二十七条―第三十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
- 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供す

る役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

- 6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

（基本理念）

- 第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。
- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮

しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

- 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
 - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に

関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をすることがないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施

（都道府県及び市町村による消費生活相談等事務の実施）

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

（国及び国民生活センターの援助）

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

（消費生活センターの設置）

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織

の他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

（消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、

他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長内閣総理大臣

ロ 都道府県知事行政機関の長

ハ 市町村長行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者政策委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない。

（関係行政機関の協力等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の協力を求めることが

できる。

- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。
- 3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の

措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなると認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重

大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

- 2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

（回収等の命令）

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（消費者政策委員会の意見）

第二十条 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べるることができる。

（都道府県知事による要請）

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。

る。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

（報告、立入調査等）

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

（権限の委任）

第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村

の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十七条及び第二十八条一億円以下の罰金刑

二 前条同条の罰金刑

附則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁設置法（平成二十年法律第号）の施行の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

消費者安全法（平成二十年法律第号）第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

●用語解説

地域包括支援センター（P3）

高齢者が地域で生活していくために心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域において相談を受けたり支援を行ったりする拠点

マルチ商法（P4）

商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られるとして、消費者を販売員にし、会員を増やしながら商品を販売する商法

SF商法（催眠商法ともいう）（P4）

チラシや景品などで通行人などを会場に呼び込み、景品を無料で配ったり、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、会場を興奮状態にさせて、冷静な判断力を失わせてから、高価な商品を買わせる商法

多重債務（P5）

複数の信販・クレジット会社、消費者金融などから借入れをし、その返済が困難または、不可能な状態にあること。

あっせん（P6）

単に相手方に苦情を取り次ぐだけでなく、相談者が自力で解決することが困難である場合は、消費者センターが積極的に介在し、解決されるまで事業者などと交渉すること。

国民生活センター（P9）

私たちの暮らしをよりよくするために、全国の消費生活センターなどと情報ネットワークの中核業務や、消費生活の情報、中立・公正な立場での消費者相談・苦情処理、商品テスト、消費生活相談員の養成、調査研究などを実施する機関

PIONEER（全国消費生活情報ネットワーク）（P9）

国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報などの収集を行っているシステム

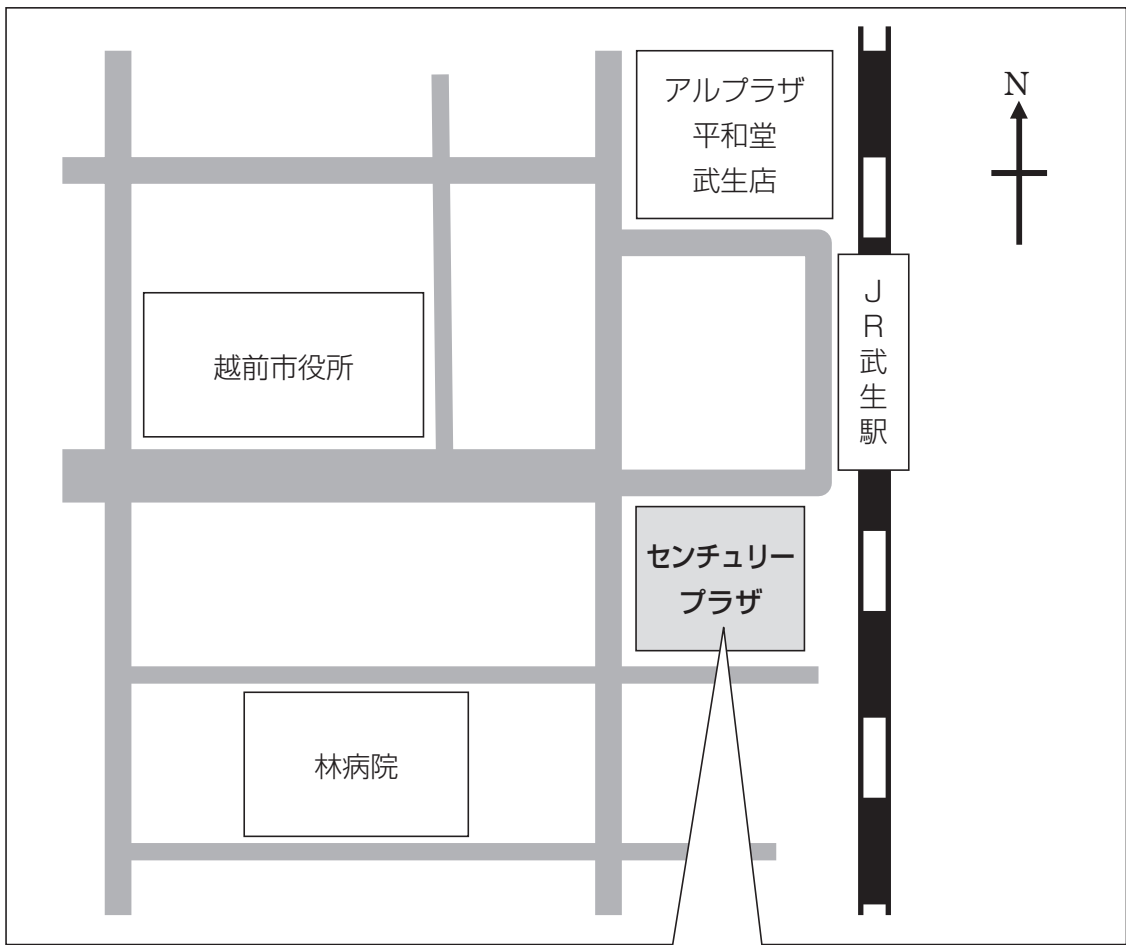
南越・丹生地区消費者行政情報ネットワーク（P9）

「南越地区消費者行政連絡会」と「鯖丹消費者行政連絡会」を統合し、より広域的な消費者行政に対応するための情報ネットワーク

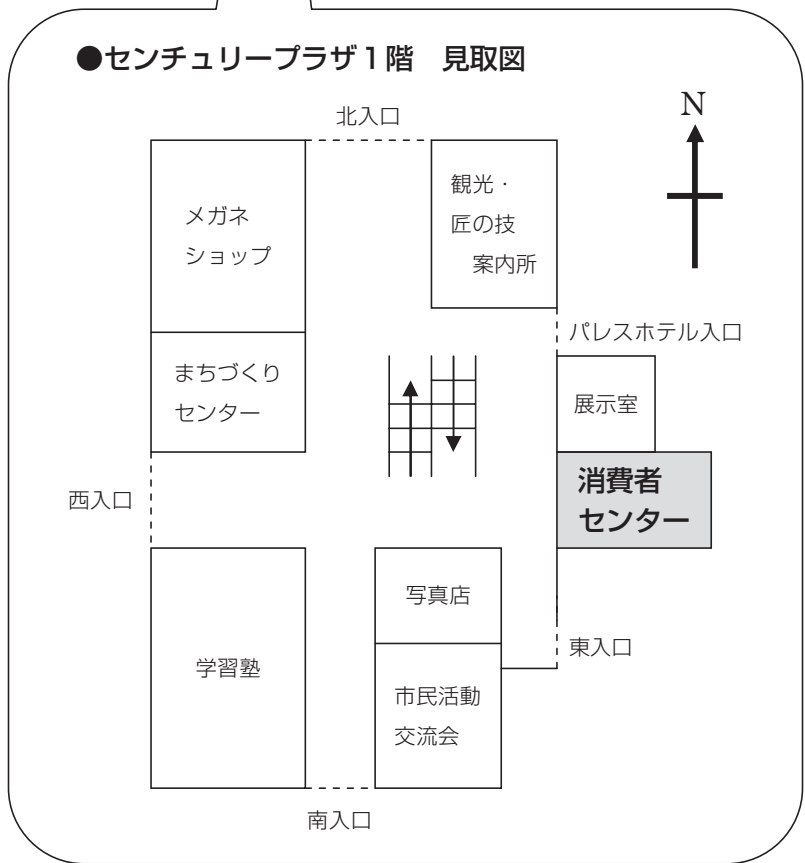
福井県金融広報委員会（P10）

健全で合理的な家計運営のために、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融、経済、年金、生命保険、生活設計などの情報を提供している機関

●越前市消費者センター案内



●センチュリープラザ1階 見取図



〒915-0071
 福井県越前市府中一丁目2-3
 JR武生駅前
 センチュリープラザ1F
 TEL 0778-22-3773(直通)
 FAX 0778-22-3473
 E-Mail simin@city.echizen.lg.jp

越前市安全安心な消費生活実現プラン

平成21年9月発行

編集・発行：越前市（市民生活部市民課）

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号

TEL 0778-22-3000（代表）

FAX 0778-24-5139

<http://www.city.echizen.lg.jp>

E-mail simin@city.echizen.lg.jp
